

第9回 一般社団法人 マイスター 理事会 議事録



平成28年10月26日、午後9時 京都市伏見区下鳥羽中三町37番地において、理事全員が出席し理事会を開催した。定刻、理事長が議長になり開催を宣言し直ちに議事に入った。

議案 事務所開設について

議長は活動拠点の増設について協議したところ全会一致を以って下記の通り可決した。

1. 大阪事務所の開設（株式会社N a k社内に併設）
2. 九州事務所の開設

議案 理事会の決定方法について

議長は理事会の議決権について協議したところ全会一致を以って下記の通り可決した。

1. 理事会の議題における決定方法はこれまで通り多数決で決める。
2. 理事一人（1社）あたり1票からそれぞれの会社の正社員数に変更する。
3. 職人正社員化の動きに合わせ平成29年4月以降の理事会から採決方法を変更する。

議案 社員規定改訂について

議長は社員規定の充実を図る為に現状の規約について協議したところ全会一致を以って下記の通り可決した。

1. 社員規定の内容を充実させる為に改訂をする。
2. 前規定は11月末までとし12月1日から新规定とする。（正式には社員総会での承認後とする）

議長は以上を以って本日の議題を終了した旨を述べ午後10時に閉会した。上記の決議を明確にするため、この議事録を作り出席した理事がこれに捺印する。

平成28年10月26日

株式会社 第一陶業	株式会社 山陶	株式会社 ワイズ	株式会社 アクアウェーブ
株式会社 コウキ	サンセラミック 株式会社	株式会社 N a k	